研　究　紀　要

第 10 号

1 9 9 3

財団法人　埼玉県埋蔵文化財調査事業団

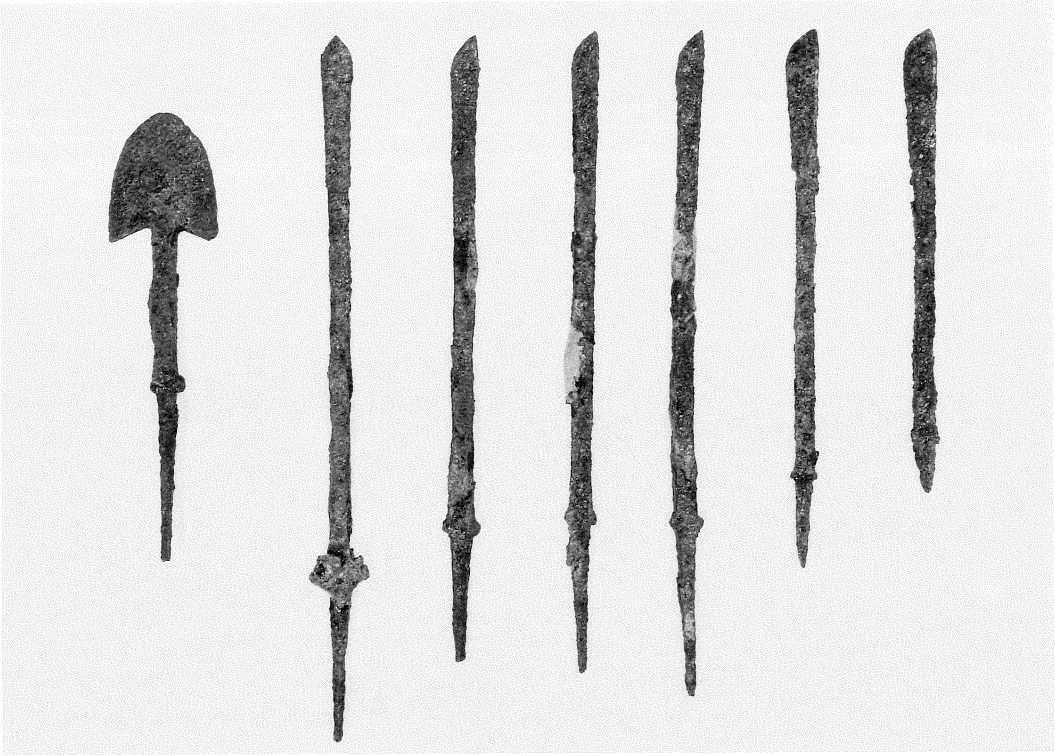

1　毛呂山町川角15号墳　鉄鏃（1）

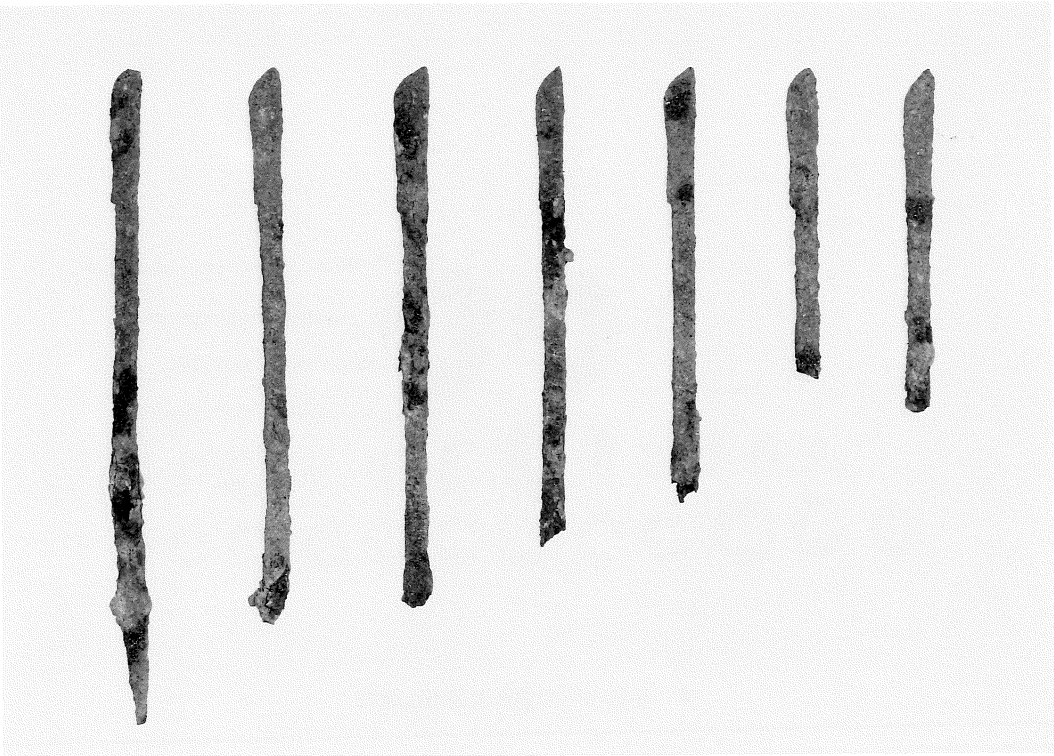

2　毛呂山町川角15号墳　鉄鏃（2）

図版 2

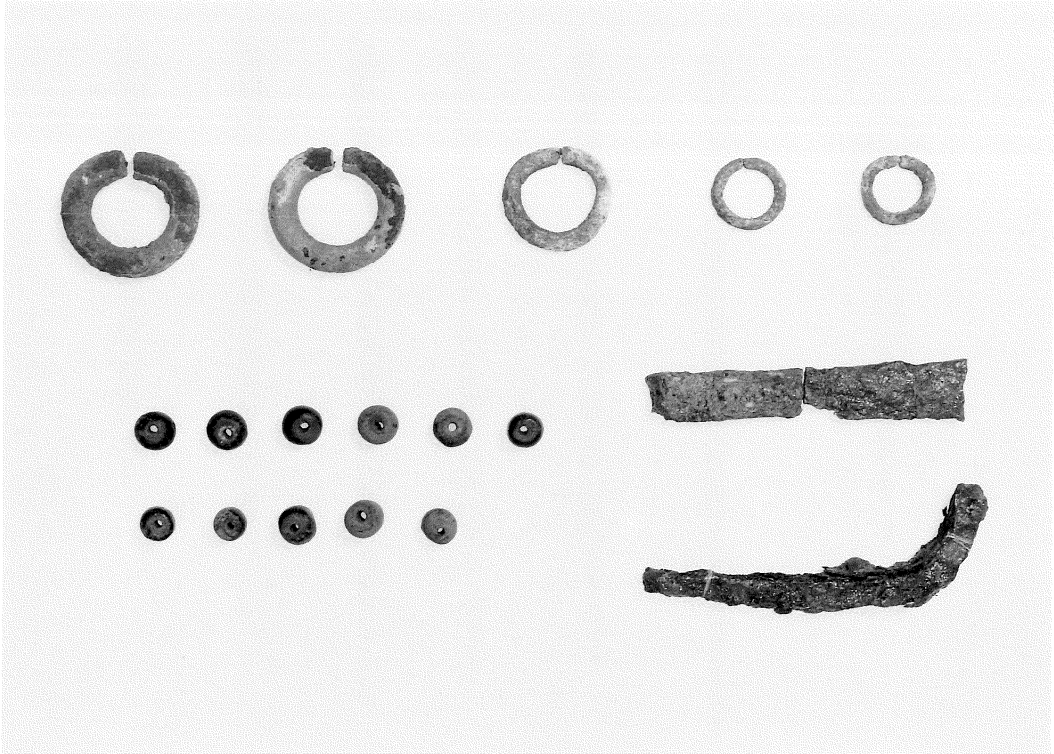

3　毛呂山町川角15号墳　装身具・鉄製品

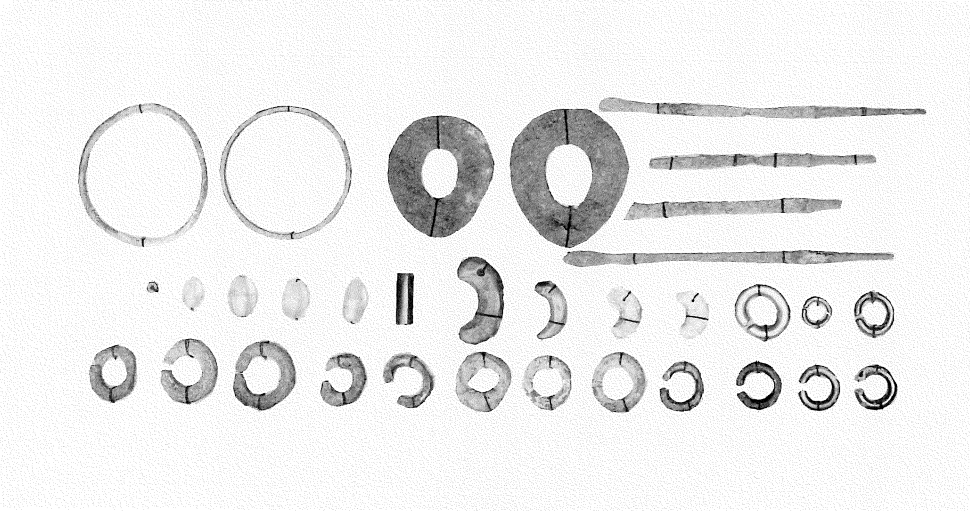

4　毛呂山町大類古墳群出土遺物

目　　次

序
〈論文〉
子母口式新段階「木の根Ａ式」土器の再検討　金子　直行……(　1)
—細隆起線文土器の出自と系譜を中心として—

羽状縄文系土器の紋様構成（点描）２　黒坂　禎二……(45)

遮光器系土偶についての考察　浜野美代子……(83)

方形周溝墓出土の木製品　野中　仁　福田　聖……(113)

吉ケ谷式集落の展開　石坂　俊郎……(159)

埼玉県域の出現期古墳における土器祭式の様相　山本　靖……(181)

東国における終末期古墳の基礎的研究（２）
田中広明　大谷　徹……(203)

腰帯の一考察　田中広明……(245)

北武蔵の古代通路について　井上尚明……(257)

腰帯の一考察

田　中　広　明

要約　腰帯が、最もまとまって出土している山口県萩市見島のジーコンボ古墳群の資料を熟覧した結果を踏まえ、腰帯の基礎的な考察を行なった。とくに腰帯を構成する帯飾具の個数や並べ方等について、文献資料や伝世品・出土遺物から検討した。その結果個数については、奈良時代前半に巡方と丸鞆の比率に規則性があったが、次第に崩れていった。並べ方については、限られた伝世資料から両端に丸鞆を置き、巡方と丸鞆がバランスよく配置されていたことが分かった。

は　じ　め　に

不特定多数の素材を相手とする考古学研究と、限定された人・物を素材とする文献史学研究との間に存在する領域の研究素材がいくつか存在する。律令時代の身分表象の道具として使用された腰帯（銙帯）もその一つである。

さきに腰帯の考古学的研究について、自分なりの意見をまとめた（田中　1990・1991）が、その後腰帯の基本的な問題についてさらに検討しておく必要がでてきたため、あらためて述べさせていただくこととする。その一つは、腰帯を構成する帯飾具の個数や並べ方にかかる問題である。また先の文献では、基本的な型式学的な検討を行なったが、年代観の裏付け的な資料の提示に配慮されていなかった。本稿では前者の問題について、新出資料の増加に加え、山口県ジーコンボ古墳群の遺物の実査から新たな知見が得られたことから取り組みたく考えている。

ところで「腰帯を構成する帯飾具の個数や並べ方」を検討するうえで、基本的な姿勢を示しておきたい。まず出土遺物から多少の欠を踏まえた、おおむね一連の腰帯として認識できる資料を抽出し、そこから並べ方や個数を推定していく。次に伝世資料を検討し、出土遺物との対比を行なう。ここで云う「一連の帯」（完帯）は、それぞれの帯飾具が、同一の素材・同一の大きさ・同一地点の出土であることを条件としておく。

なお本稿は、当事業団の平成４年度研究助成「後期古墳の基礎的研究」の成果の一部である。

1　ジーコンボ古墳群の腰帯

山口県ジーコンボ古墳群の腰帯金具

山口県萩市の日本海に浮かぶ孤島、見島の海岸に築かれたジーコンボ古墳群からは、国内最多の腰帯が出土している。見島総合学術調査の報告書（斎藤　1964）によると、ジーコンボ１号墳―２本、56号墳―１本、154号墳―丸鞆１点、従来発見された遺物―１本が報告されている。ここに云う従来発見されていた遺物とは、山本博氏が、1935年『考古学雑誌』第25巻８号に「長門国見島村の

弥生式遺跡と古墳出土遺物」として発表されていたもので、1937年に帝室博物館から出された『天平地宝』に掲載されたものと同一である。しかし個々の帯飾具１点１点についての記載に乏しく、代表されたもののみの記載に終っている。その後1983年に山口県教育委員会によって、いくつかの古墳が調査され、そのなかの16号墳から一連の帯が発見されている。

① 従来から発見されていた腰帯

萩市郷土資料館に保管されている資料は、鉸具１―巡方３―丸鞆８―猪目金具１―鉈尾１である。しかし『天平地宝』には、巡方が４点報告されている。『見島総合学術調査報告』でも、巡方は３点と報告されている。ある時点で紛失したか、『天平地宝』で誤って掲載されていた可能性がある。『天

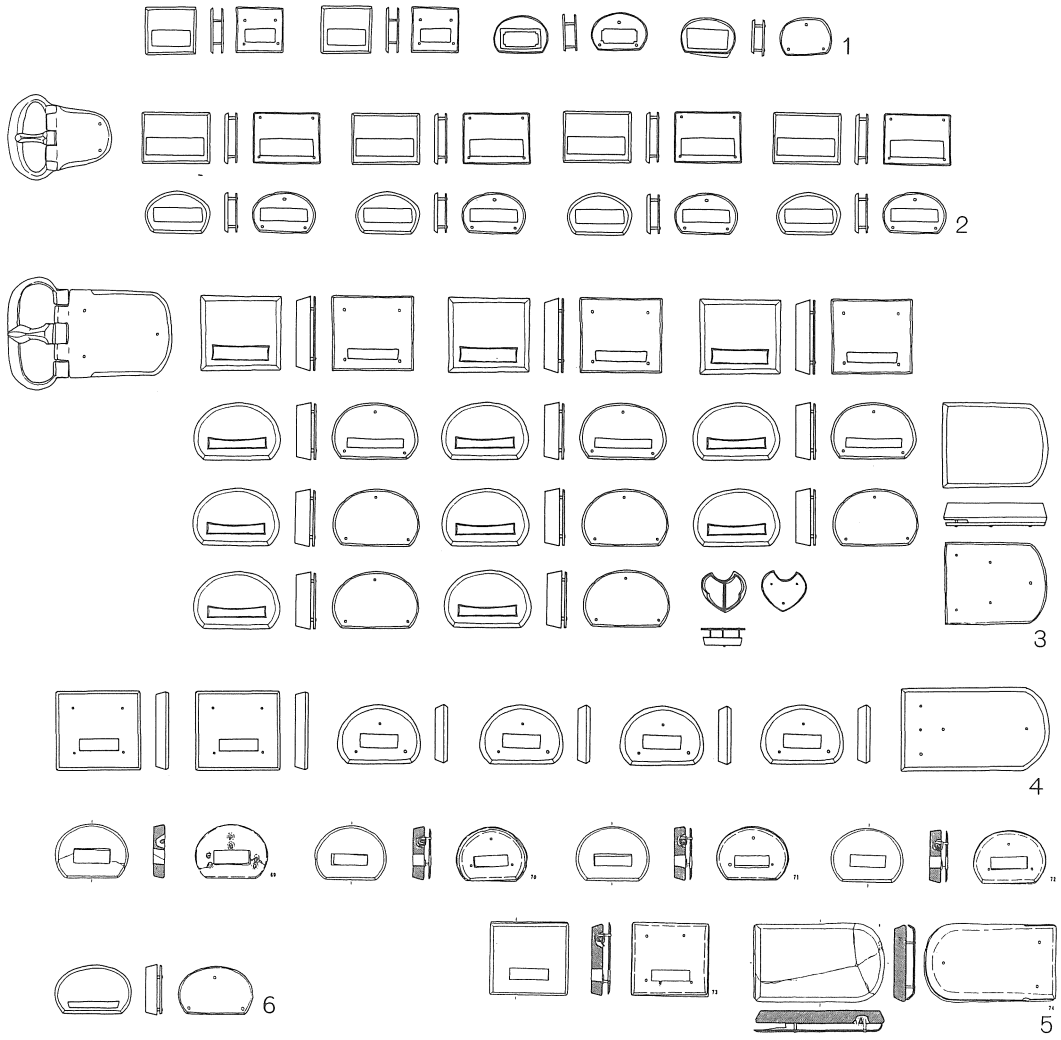

１・２　ジーコンボ１号墳　３　従来から発見されていた遺物　４　ジーコンボ56号墳
５　ジーコンボ16号墳　６　ジーコンボ154号墳

第１図　山口県萩市見島ジーコンボ古墳群の腰帯模式図(スケッチ)

平地宝』の掲載方法を見ると、正倉院の伝世資料に基づき復元された形で掲載されていることや、上段の巡方が裏金具で下段の巡方が表金具であることからおそらく後者の可能性が高い。

さてこの帯飾具を詳細に見ると、垂孔の型式は、筆者分類（田中　1990）の細長孔に当たる。細長孔の帯飾具の裏金具は、おおむね垂孔をあけない型式である。しかしジーコンボのこの例は、巡方３点・丸鞆３点に裏金具に垂孔が認められる。しかも表金具の垂孔の開け方は、左右の上端がやや尖っていたり、細長孔にしては大きめであったりしており、小孔から細長孔への過渡的なものと考えられる。

この腰帯は、鉸具や鉈尾あるいは猪目金具までも揃っている。鉸具は、弓金具・刺金可動式で、外鋲３点によって長四角の銙板が装着されている。鉈尾は、Ｂ類で５点の脚鋲で留められる。この型式は他に存在しない。猪目金具は、ハート形で中央に突線があり、両端がえぐれる。同様の例は、千葉県公津原66号住居跡や、栃木県星の宮ケカチ遺跡（水晶製の表金具）から出土している。

②　ジーコンボ１号墳出土腰帯

２連の型式の異なる腰帯が出土している。出土位置は、横穴式石室の中央付近であるが、出土遺物全体および人骨の出土状態から、奥壁よりと石室中央左壁よりに集中している。報告書の記載からは、出土遺物の共伴関係や位置を明確にできないが、少なくとも２体以上の埋葬（追葬）が考えられる。２連の腰帯は、同時併存ではなく、時期の異なる被葬者に付帯されていたものであろう。

１号腰帯　帯飾具４点のみで、大孔の巡方２点・丸鞆２点である。巡方は、裏金具にも垂孔が開けられるが、丸鞆の１点は、垂孔が開けられていない。また残りの丸鞆１点も垂孔が開けられているものの、ほかの垂孔の型式とは異なり、四隅が鍵の手に切り残されている。おそらくこれは、脚鋲の留めの仕事にかかり、鋲の留め穴を迂回させたためであろう。また脚鋲の位置も上のものがやや中央よりに付けられている。

２号腰帯　鉸具１点・巡方４点・丸鞆４点より構成される。鉸具は、巡方から推定される帯幅からこの帯飾具に付属したのであろう。弓金具・刺金可動式で、外鋲２点によって三角の銙板が装着されている。帯飾具は、全て裏金具に垂孔の開く型式である。巡方・丸鞆ともにやや横長の製品で、垂孔も大孔ながらやや長方形に近い。同様の例は、巡方に限ると岩手県熊堂古墳・宮城県白地５号横穴・千葉県高沢遺跡300号住居跡・静岡県西平１号墳などに求められる。大孔と小孔の中間的なものか系統の異なるものかと考えられる。

③　ジーコンボ56号墳出土腰帯

鉸具の伴わない石製帯飾具７点が出土している。巡方２・丸鞆５・鉈尾１である。副葬品の殆どが、「竹や木の炭をはじめ微細な木炭屑を顆しく含んだ床面の砂礫層から出土」している。共伴遺物に蕨手刀・釵子・勾玉・古銭・銅製匙・銅鈴等豊富である。古銭は、神功開寶２・隆平永寶・承和昌寶・貞観永寶が出土している。

帯飾具は青味がかった灰白色の石製で、垂孔は小孔である。外鋲で革帯に着けられ、巡方は４・丸鞆は３の鋲の通し穴が開けられている。鉈尾は、Ａｂ類に当たる。鋲は基の部分に３点とやや離れて１点、また先端に１点の５点で留められている。

④　ジーコンボ154号墳出土腰帯

「この古墳近く表土上に帯金具が発見された。」（報告書による）とされるように、必ずしもこの古墳に伴うか不明瞭だが、丸鞆１点が保管されている。垂孔は細長孔で、裏金具は孔がない。

⑤　ジーコンボ16号墳出土腰帯

横穴式石室の中央奥壁よりに、一連の石製腰帯がまとまって出土している。巡方１・丸鞆４・鉈尾１から成る。山口県埋蔵文化財センターに保管されている。

丁寧な遺物の出土状態が記録されており、頭をおそらく北東に向けた人骨の右下から丸鞆三点が重なるように出土し、やや離れて丸鞆一点、又やや離れて巡方一点、さらに大きく離れて鉈尾が出土している。須恵器・鉄鏃などが共伴している。須恵器は、８世紀前半から中葉の末原二号窯より後出する８世紀末から９世紀前半に位置付けられるという。

帯飾具は、全て潜り穴式で、銅製の裏金は、鍍金されている。垂孔は小孔で、裏金具にも小孔が開けられている。この帯飾具の特長は、潜り穴と裏金の装着技法が明瞭に分かることである。詳しくは報告書に書かれているので参照していただきたい。

以上が、ジーコンボ古墳群から出土した腰帯の概要である。これに基づき腰帯の帯飾具の個数や並べ方について他の例とともに考えてみたい。

2　腰帯の帯飾具の個数

腰帯に付けられた帯飾具の個数については、以前から官位と関係するといわれていたが、なかなか詳らかにはなっていなかった。確かに腰帯は、官人相互の上下関係の視覚的な秩序維持をめざしていた。そのための判断基準として、材質や色調等とともに飾り具の個数も重要なポイントを担っていた可能性がある。

日本の衣服制に関係した条項（『養老衣服令』）には、とくに飾り具の個数に関係した記載はない。しかし、唐の衣服制については、『唐会要』に「上元元年八月二十一日勅、一品以下文部並手巾算袋刀子礦石、其武官欲帯者亦聴之」として各官位に応じて、次のような規定のあったことが知られている。

文武三品以上	服紫	金玉帯	十三銙
四品	服深緋	金帯	十一銙
五品	服浅緋	金帯	十銙
六品	服深緑	（銀帯	九銙）
七品	服浅緑	並銀帯	九銙
八品	服深青	（鍮石帯	九銙）
九品	服浅青	並鍮石帯	九銙
庶人	服黄	銅鉄帯	七銙

ここでは、13・11・10・９・７といった飾り金具の存在を知ることができる。

また日本では、有職故実の書である『当時装束抄』（松岡辰方　1812）に「丸石六ッ左右の端に四角の石二ッ宛、上手に一ッ都合十一あるを用ゆる。数九・八・五・二もあるなり。」

とされ、帯飾具の個数に11・9・8・5・2の存在を示している。さらに『男官装束要領抄』にも

「其数帯のなかに丸六ッ、両方の端に方二ッづつ、上手（裾をかくるものなり）に一ッ、都合十一なり。或又丸八ッ両方の端に方一ッづつもあり。」

とあり、11個の帯の存在を認めている。

そこで次に遺跡からの出土遺物と伝世資料を検討することとする。

(1)　出土遺物からみた帯飾具の個数

1　伽山墳墓（大阪府）

銀製の一連の腰帯が出土している。伽山墳墓は凝灰岩を立て並べた石槨状の奈良時代の墓で、遺物の出土状態が明確に記録されている。報告書によると「鉸具の次に丸鞆1、巡方2、丸鞆4、巡方2、丸鞆1、そして最後に鉈尾というように復元できる。」とされている。ここで上げた丸鞆とは、おそらく山形の範ちゅうに入る。遺物の出土状況を記録した図によると、大きく3つのまとまりを見ることができる。北からⅠ（鉸具）Ⅱ（山形4・巡方2）Ⅲ（山形2・巡方2・鉈尾）のグループにまとまる。

この伽山墳墓の腰帯は、石槨内に安置された木棺の中央部から横並びで出土していることから、被葬者の身体に身に着けた状態で埋葬したと考えられる。そのため腰帯金具の取り付けられたと考えられる背中側は、墓室の床面に直接着いて出土するはずである。第Ⅱグループが、おそらく背中の部分が取り付いたグループに当たろう。ただし出土状況図によると革帯に装填されたままの状態で出土してはおらず、裏表・天地が全て逆である。第Ⅲグループも同様で、ばらばらの状態で出土し、鉈尾がきわめて隣接したところから出土している。

報告書の推定は、正倉院例にきわめて近く復元されている。出土状況図だけからは必ずしも説得性のある配列は望めないが、この推定を否定するものではない。

2　本郷的場D号墳（群馬県榛名町）

横穴式石室の玄室内の奥壁東側隅から鉸具・鉈尾を含め9点の飾り具が出土している。「帯金具出土状況図」では、巡方1点がやや離れて出土しているものの、一応被葬者の背中の部分を覆う状

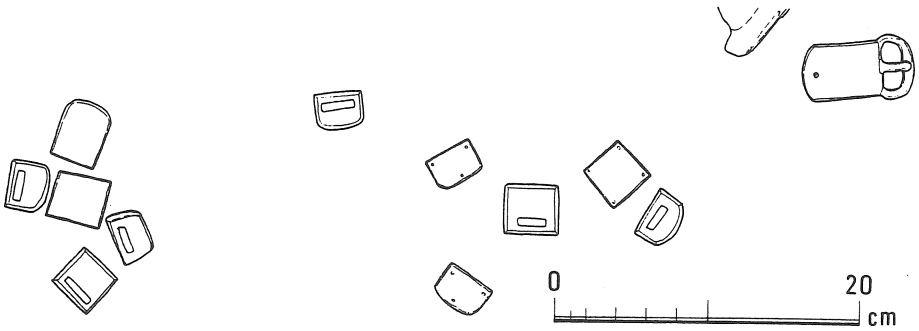

第2図　伽山墳墓の腰帯出土状態

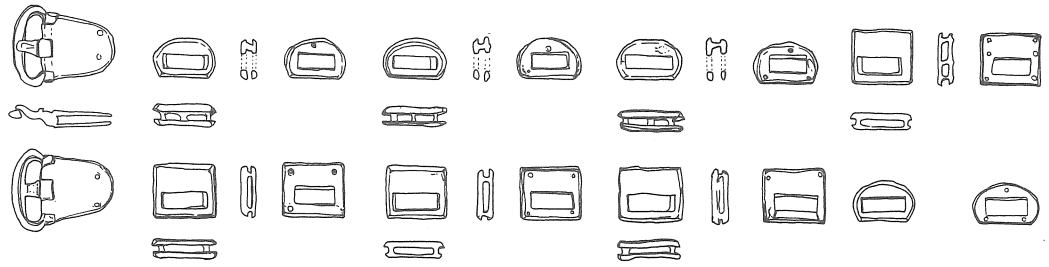

第３図　八幡１号墳の腰帯

態で７点の金具が出土している。その配列は、円―円―巡―巡―巡―巡―円である。

また鉸具は、刺金が水平で弓金具が垂直の状態で出土しており、帯を締めた状態と考えられる。飾り金具からややはなれて出土している。おそらく被葬者の腹側にあったものが、落ちたのであろう。さらに離れて鉈尾がある。帯を締めた状態で鉈尾は、飾具から外れた状態で付けられていることから、限りなく被葬者に装着したままの状態を保っているといえよう。

３　八幡１号墳（群馬県高崎市）

横穴式石室の玄室床面から出土している。報告書に出土状況図は無いが、写真が掲載されているので、これを手掛かりに考えていくこととする。鉈尾は出土していないが、鉸具・巡方４・丸鞆４が出土している。報告書では、丸鞆の裏金具のみ１点と表金具のみ１点を、別々に報告しているので丸鞆５点となっているが誤りである。

４　土師の里「墓１」（大阪府藤井寺市）

南北2.75m、東西0.8mの長方形の墓こうに、厚さ15cm程度の木炭層を敷き、この上に被葬者を入れた木棺を埋葬したと報告されている。北側が後世の撹乱を受けている。腰帯は石製で、墓こう北

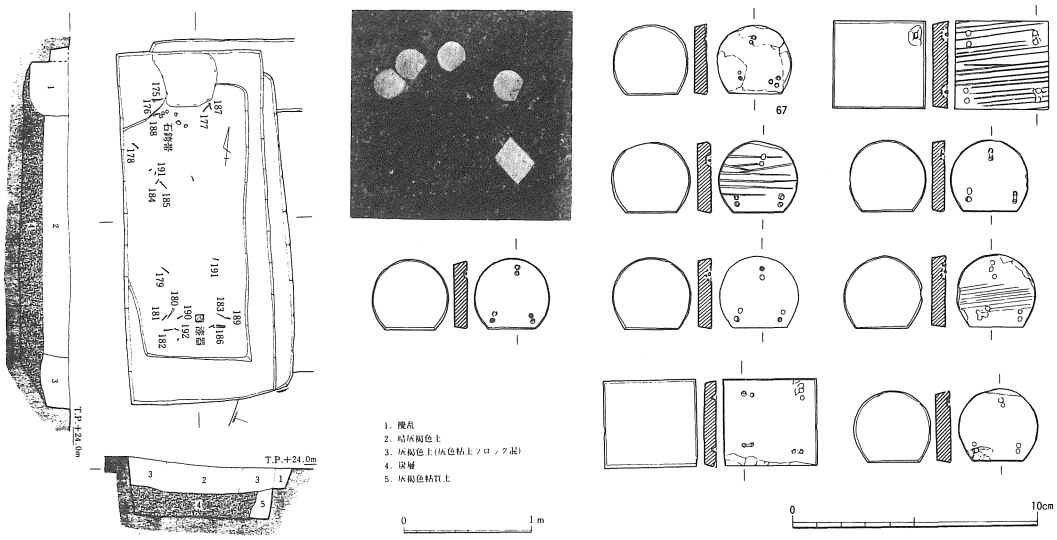

第４図　土師の里「墓１」の腰帯

第１表　遺跡出土完帯一覧（時期区分は、田中　1990参照）

		出土地	国名	腰帯	備考
1		西根下釜古墳	陸奥	カ□□□□○○○○鉈	
2		熊堂古墳群	〃	カ□□□○○○鉈	
3		白地５号横穴墓	〃	カ□□	
4		牛森古墳	出羽	□□□○○○鉈	
5		二色根２号墳	出羽	□□□鉈	
6	第	御部入８号墳	上野	□□	
7	Ⅰ	上原古墳	〃	□□□○○○鉈	
8	期	御廟山古墳	〃	カ□山	
9		新山１号墳	〃	カ□□○○	
10		榛名町本郷	〃	カ□□□	
11		的場Ｄ号墳	〃	カ□□□□○○○○鉈	
12		八幡中原１号墳	〃	カ□□□□○○○○	
13		後谷原北３号横穴	相模	カ□□□	
14		西平１号墳	駿河	□□□□○○○○鉈	
15		ｼﾞｰｺﾝﾎﾞ　１号墳　①	長門	□□○○	
16		〃　②	長門	カ□□□□○○○○	
17		湯の沢Ｆ１６号墓	出羽	□□○山山	
18		武蔵国府Ｍ38-5	武蔵	□○○○○○	Ｓ Ｉ ４（住居跡）
19		小島開拓１号墳	武蔵	□□□○○	「大」刻書
20	第	伽山古墓	河内	カ□□□□山山山山山山鉈	
21	Ⅱ	河合古墳	和泉	□□□○○○○○	
22	期	岩野山古墳	陸奥	■■■■●●●●●●●●鉈鉈	
23		西野山古墓	山城	■●●	
24		酒津山　①	備中	■■■■■●●●山	色調によって分類
25		〃　②		■●山	した。
26		ジーコンボ56号墳	長門	■■●●●●●鉈	
27		ジーコンボ16号墳	長門	■●●●●鉈	
28		西根縦街道古墳	陸奥	□□□□○○○○○○○○鉈	
29		亀井囲古墳	陸奥	□□□○○	
30		山田古墳	陸奥	□□□	
31		鳥矢崎２号墳	陸奥	カ□□□○○○○○○○鉈	
32	第	神楽山古墳	出羽	□□□○○○	
33	Ⅲ	中島平古墳	出羽	□□□○○○	
34	期	下宿内山Ｈ２１	武蔵	□○鉈	
35		小野SI4B	下総	カ□□□□□□□□□鉈	
36		五霊西１２号墳	信濃	カ□○○	
37		市道遺跡井戸	三河	□□□□□□□□	
38		ｼﾞｰｺﾝﾎﾞ(天平地宝)	長門	カ□□□○○○○○○○鉈	
39		篠振遺跡	筑前	□○鉈	
40		権地古墓	安芸	■●●●●●	
41		湯の沢Ｆ３６号墓	出羽	■■■■●	
42		武蔵国府　①	武蔵	■■■■■■山鉈	白色斑点
43		M34-SI57　②		■■■■鉈	淡白色斑点
44		③		■■■■■■■	緑青色
45		④		■■■■●●●●●●鉈	黒色大
46		⑤		●●山山	黒色小
47		街道古墳	美濃	■■■■●●●●●●●●●●鉈	
48	第	横枕古墓	大和	■■●●●●●鉈	
49		的場池古墓	大和	■■●●●	
50	Ⅳ	岡本山古墓	摂津	カ■■■■●●●鉈	
51	期	土師の里墓１	河内	■■●●●●●●●	
52		打出親王塚	播磨	■■●●鉈	
53		波来浜１号墓	因幡	■●●●●	
54		酒津山　③	備中	■■■■■●	
55		〃　④	〃	■■■■■■■■■■■■■	

よりから出土し、２点は撹乱のなかから出土している。巡方２・丸鞆７が確認された。出土状態図によると、右から丸―巡―丸―丸―丸―丸が出土している。ただし写真には、丸鞆１点が欠けている。この配列に丸鞆と巡方１点づつを加えたものが、一連の腰帯と考えられる。

このほかに１連の腰帯と考えられるものが、第１表のように出土しているが、明確な配列を示す例はない。

(2)　伝世資料からみた帯飾具の個数

1　東大寺正倉院伝世資料

①中倉　紺玉帯　ラピラズリを飾り具として用い、銀製の裏金具とともに銀製の鋲で留める。帯の一部が欠損しているが、この部分を補ってその配列を考えると、鉸具―(丸―巡)―巡―丸―丸―丸―丸―丸―丸―巡―巡―丸―鉈尾となる。ただし、鉸具から６番目の丸鞆と、７番目の丸鞆の間は離れて装着されている。

②南倉　第８号帯　修理報告書によると、「鉸具、鉈尾と巡方１個を欠失する。これら欠失した金具は（南141　革帯残欠）中より法量・品質・形状の似合いのものを選出して補う。巡方・丸鞆の取り付け位置と個数は、先端方より、丸・巡・巡・丸（６個続く）・巡・巡・丸の12個である。」とある。これからも８号帯は、完帯として伝世していたのではなく、革帯残欠を繋ぎ合せたものであることが分かる。ただしこの復元を否定するものではない。全長152.5cm。

③南倉　第９号帯　これも修理報告書によると、「先端部で一個所切損するのを接続す。鉸具、鉈尾の欠失するのを「南　141」より選出取り付けく。巡方・丸鞆の取り付け位置と個数は、右第８号と同じである。」とある。第９号帯の場合、飾り具の部分の補修について記載がないので、おそらくこの順序のまま伝世したと考えてよいのであろう。全長159.0cm。

④南倉　第10号帯　修理報告書によると、第９号帯同様、金具部分の欠損はなく、巡方のみ16個を繋ぎあわせたものである。全長記載なし。

⑤関根真隆　その１帯（関根　1974）銅製黒漆塗りで巡方４・丸鞆８である。その順序は、鉸具―丸―巡―巡―丸―丸―丸―丸―丸―巡―巡―丸―鉈尾である。鉸具の裏に「東大寺」の刻書

第２表　伝世腰帯一覧

		出土地	国名	腰帯	備考
56	正倉院	紺玉帯	大和	カ●■■●●●●●●■■●鉈	欠失部分●■
57		８号革帯	〃	カ◎□□◎◎◎◎◎◎□□◎鉈	
58		９号革帯	〃	カ◎□□◎◎◎◎◎◎□□◎鉈	
59		10号革帯	〃	カ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	残欠
60		斑犀偃鼠皮御帯	〃	カ■■■■●●●●●●	残欠
61		斑貝結膜御帯	〃	■■●●●●鉈	残欠
62		斑犀帯	〃	カ■■■■●●●●●●●●	残欠
63	道明寺天満宮所蔵帯		河内	カ■■■■■■■■■■■■■■■■鉈	残欠
64	阿須賀神社所蔵帯		紀伊	●■■●●●●●●■■●	残欠
65	厳島神社所蔵帯		安芸	カ■■■■■■■■■■■■	

がある。全長167.2cm。

⑤関根真隆　また1帯（関根　1974）銅製黒漆塗りで巡方4・丸鞆7である。その配列は、カコ—丸—巡—巡—丸—丸—丸—丸—巡—巡—丸—鉈尾である。全長148.0cm。

このほかにも正倉院には腰帯があるが、革帯から剝離したものなどその実態は必ずしも良好な形で存在するものではない。なお斑貝鞆鞨御帯として巡方2・丸鞆4・鉈尾を伝え、斑犀偃鼠皮御帯として巡方4・丸鞆6を伝えている。配列についてはやや難がある。

2　大阪府道明寺天満宮（土師神社）伝世資料

亀田博氏の報告によると、銀装革帯で15個の巡方が皮帯から離れて存在する。

3　広島県厳島神社伝世資料

これも亀田氏の報告によると、金銅製の鉸具に巡方12個を付けている。

4　和歌山県阿須賀神社伝世資料

亀田氏の報告によると、巡方4個、丸鞆3個が残り、もともと12個あったもので、丸—巡—巡—丸—丸—丸—丸—丸—丸—巡—巡—丸と配列されていたものといわれる。

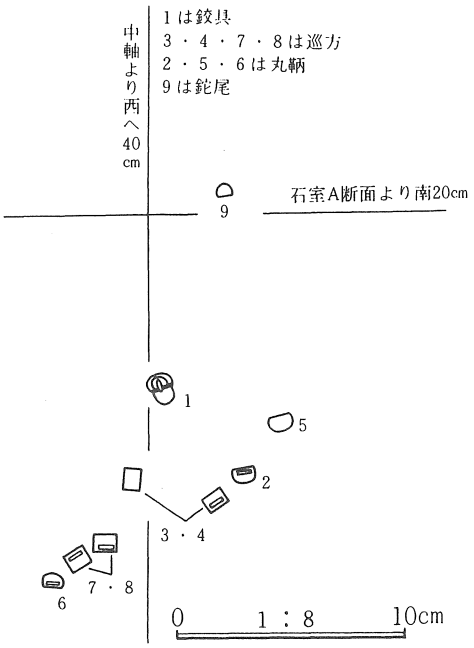

第5図　本郷的場D号墳出土腰帯

第3表　巡方と丸鞆の個数
※数字は第1・2表の番号と共通

		巡方																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
丸鞆	0			3 6	5 10 13 30	43			44					65	55		63	59
	1		8 34 39			41	54											
	2		23 25 36	9 15 52	19 29			42										
	3			17 49	2 4 7 32 33	50												
	4	46	27 53	48 61		1 11 12 14 16	24											
	5		18	26	21	35												
	6		40		37	20 45 60												
	7			51	31													
	8					22 28 56 57 58 62 64												
	9					47												

ま　と　め

山口県見島ジーコンボ古墳群出土の腰帯の観察を踏まえ、これまで発見されている遺跡出土腰帯や伝世資料を交えて飾具の個数や並べ方について、分かったことを次に上げてまとめとする。

①飾具の個数　単独で出土した飾り金具を除き、巡方・丸鞆取り混ぜ、鉈尾を抜いて考えると、3個―5例、4個―3例、5個―7例、6個―9例、7個―4例、8個―7例、9個―4例、10個―4例、11個―1例、12個―8例、13個―2例、15個―1例、16個―1例と万遍なく存在していたことが分かる。なおしいて云えば、5・6・8・12個が目立つであろうか。

②飾具の構成　巡方と丸鞆の比率は、各腰帯によって異なると思われる。しかし第1期の腰帯は、丸鞆と巡方の構成が等しいものが多いことが目立つ。巡方：丸鞆＝2：2（2例）、3：3（3例）、4：（5例）。第2期以降、同数の構成は3例だけである。腰帯を構成する飾具の内、長方形金具は、市道遺跡や小野遺跡などで検証できるように、丸鞆と補完的な関係にあったことが分かる。山形も同様であろう。また山形は、『和名抄』の「櫛形」に当たろうか。

③飾具の順序　飾具の順序については、正倉院例を始めとする伝世をもとに復元していく方法が最もポピュラーであるが、遺跡から出土したいくつかの例は、この順序を必ずしも踏襲するものばかりではない。しかし、腰帯全体のバランスを考慮した飾り具の配置があったことは確かであろう。ここでは飾り具の数が、正倉院例に満たないからといって、安易に「欠を補う」行為に進むことだけは避けておきたい。

以上のように飾具の並べ方や個数について、事実確認を行なってきたわけであるが、この特長が直接官位や職制に結び付いていくわけではない。例えば飾り具の構成が、第1期には、丸鞆と巡方の組成が等しかったものが、第2期以降崩れていく。このことは、少なくとも丸鞆と巡方の組成に変化のあること、即ち組成の変化する規定など有り得ないことを意味する。これを考慮すると、唐の衣服制のような細かな規定を、古代の日本に適用することはやや困難であろう。五位を境とする区別を飾り具の材質でしか規定できなかった律令国家の限界は、律令国家が、高品質の腰帯を流通の面から掌握していたことを意味している。

博物館等で展示されている腰帯のなかには、正倉院例に基づいた復元として「欠を補う」といった行為により折角の事実を歪曲している場合が間々ある。出土状態や他の例を充分参考にする必要があろう。

本稿を執筆するのにあたって以下の方々から御教示を得た。記して御礼にかえさせていただきます。萩市郷土博物館近藤隆彦、山口県埋蔵文化財センター乗安和二三、高崎市教育委員会神戸聖語

参考文献

秋田市教育委員会　1986　『秋田市新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書』「湯ノ沢F遺跡」
浅香年木　　1971　『日本古代手工業史の研究』
阿部義平　　1976「銙帯と官位制について」『東北考古学の諸問題』
石川県埋蔵文化財センター　1982　『金沢市戸水C遺跡調査概報』
石母田正　　1970　『日本の古代国家』
伊藤玄三　　1968　「末期古墳の年代について」『古代学』14巻　3・4号

大江正之　1990 『本郷的場古墳群』「考察」
大阪府教育委員会　1982 『伽山遺跡発掘調査概要II』
大阪府教育委員会　1990 『土師の里遺跡　盾塚・珠金塚・鞍塚古墳他発掘調査概要Ⅰ』
神奈川県立博物館　1969 『神奈川県立博物館調査報告』第3号「後谷原北横穴群」
亀田　博　1983 「銙帯と石帯」『考古学論叢』関西大学考古学研究室
京都文化財団　1988 『平安京左京八条三坊七町』
宮内庁書陵部　1973 『書陵部紀要』第25号「正倉院年報」
倉敷考古館　1982 「倉敷市酒津山出土の石帯」『倉敷考古館研究集報』第16号
栗駒町教育委員会　1972 『宮城県栗駒町鳥矢崎古墳発掘調査概報』
櫛木謙周・栄原永遠男　1982 「第2章　技術と政治―律令国家と技術―」『技術の社会史』1　有斐閣
江津市教育委員会　1973 『波来浜遺跡発掘調査報告書』
狭川真一　1990 「古代都市・太宰府の検討―墳墓からのアプローチ―」『古文化談叢』第23集
杉山　洋　1989 「奈良時代の金属器生産―銅器生産遺跡を通してみた考古学的素描―」『佛教芸術』190
関根真隆　1974 『奈良朝服飾の研究』
武田佐知子　1984 『古代国家の形成と衣服制』
田中広明　1990 1991 「律令時代の身分表象」『土曜考古』第15・16号
帝室博物館　1937『天平地宝』
東京国立博物館　1983 『東博目録（関東II）』
鳥羽市教育委員会　1975 『鳥羽贄遺跡』
中田町教育委員会　1983 『白地横穴古墳群』
村川行弘　1979 「新王塚・新王寺所蔵遺物の再検討」『考古学雑誌』第65巻3号
山形県教育委員会　1938『山形県文化財調査報告』第4集
山口県教育委員会　1973 『見島総合学術調査報告』
山本　博　1935 「長門国見島村の弥生式土器と古墳出土の遺物」『考古学雑誌』第25巻8号
吉田　晶　1961 「八・九世紀の手工業をめぐる諸問題」『ヒストリア』

研究紀要　第10号

1993

平成5年12月20日　印　刷

平成5年12月25日　発　行

発　行　財団法人　埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01　大里郡大里村大字箕輪884

☎0493—39—3955

印　刷　朝日印刷工業株式会社